

お知らせ

R6. 5. 29

愛媛県中予地方局健康福祉環境部地域福祉課

(089-909-8756)

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課

(089-912-2424)

指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

指定障害福祉サービス事業所を運営する株式会社あいステーション（代表取締役 秋元晃）、株式会社あいリネン（同）及び株式会社あいフランシィ（同）について、令和6年5月28日、次のとおり事業者としての指定の取消し又は指定の一部の効力（新規利用者の受入れ）を6か月間停止する処分を行ったので、お知らせします。

記

1 被処分者及び処分内容等

法人名、事業所名	法人代表	事業所住所	指定年月日	サービスの種類	処分内容等
株式会社 あいステーション	代表取締役 秋元 晃	東温市田窪 41番地12	平成26年 2月1日	就労継続支援A型	指定取消 (令和6年5月28日)
					不正請求額 約6,200万円
株式会社 あいリネン		東温市吉久 311番地1	平成27年 2月1日		指定の一部の効力停止(新規利用者受入停止)6か月 (令和6年5月28日 ~11月27日)
				不正請求額 約5,800万円	
株式会社 あいフランシィ		東温市田窪 41番地12	平成21年 2月10日		指定の一部の効力停止(新規利用者受入停止)6か月 (令和6年5月28日 ~11月27日)
					不正請求額 約8,600万円

2 処分の理由及び根拠

(1) 人員基準違反（サービス管理責任者の常勤専従違反）

各事業所のサービス管理責任者が、本来いるべき事業所で常時勤務せず、別の事業所で勤務していた。（障害者総合支援法第50条1項第4号）

(2) 運営基準違反（個別支援計画の未作成）

サービス提供に必要な「個別支援計画」を本来作成すべきサービス管理責任者が作成せず、また、必要な手続きを経ず作成していた。（障害者総合支援法第50条1項第5号）

(3) 不正請求（訓練等給付費）

上記（1）（2）の基準違反の状態ですらサービス提供が行われているにもかかわらず、訓練等給付費を減算せずに不正に請求していた。（障害者総合支援法第50条第1項第6号）

(参考)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。

四 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。

五 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

六 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

七 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業員が、第四十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

九 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十三 指定障害福祉サービス事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2～3 (略)

(指定障害福祉サービスの事業の基準)

第四十三条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

3～4 (略)

(報告等)

第四十八条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業員であった者(以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業員若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～3 (略)